

平成28年5月12日

各位

会社名 株式会社D T S
代表者名 代表取締役社長 西田 公一
(コード番号 9682 東証第1部)
-問合せ先-
常務取締役 坂本 孝雄
(電話番号 03 - 3437 - 7522)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月23日開催予定の第44回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による会社法第427条第1項の変更に伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなる取締役及び監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款26条(社外取締役との責任限定契約)及び第33条(社外監査役との責任限定契約)の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第26条(社外取締役との責任限定契約)の変更については、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更定款案
第1条～第25条 (省略)	第1条～第25条 (現行どおり)
第26条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任(善意でかつ重大な過失がないときに限る)を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第26条 (取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任(善意でかつ重大な過失がないときに限る)を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第27条～第32条 (省略)	第27条～第32条 (現行どおり)
第33条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任(善意でかつ重大な過失がないときに限る)を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第33条 (監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任(善意でかつ重大な過失がないときに限る)を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第34条～第39条 (省略)	第34条～第39条 (現行どおり)

3. 変更定款の効力発生日

平成28年6月23日(木)

以上